

別表第一（第二条関係）

(い)欄		(ろ)欄	(は)欄	(こ)欄
一 娯楽施設等	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び展示場		五百平方メートル以上であるもの	
	ロ 遊技場	千平方メートル以上であるもの		
二 物品販売業を営む店舗		三百平方メートル以上二千平方メートル未満であるもの	二千平方メートル以上であるもの	
三 事務所	イ 金融機関の事務所 (1) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業共同組合及び農業協同組合連合会の事務所 (2) 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 (3) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる水産業協同組合の事務所 (4) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号に規定する信用協同組合の事務所 (5) 信用金庫及び信用金庫連合会の事務所 (6) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 (7) 労働金庫及び労働金庫連合会の事務所 (8) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 (9) 日本銀行の支店又は出張所 (10) 農林中央金庫の事務所 (11) 株式会社日本政策金融公庫の事務所 (12) 株式会社商工組合中央金庫の事務所 (13) 株式会社日本政策投資銀行の事務所	全てのもの		
	ロ 一般ガス事業者の事務所等 (1) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者の事務所 (2) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者の事務所 (3) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者の事務所 (4) 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第六条第一項に規定する郵便局	全てのもの		
	ハ イ及びロに掲げる事務所以外の事務所	三千平方メートル以上であるもの		
四 公会堂及び集会場			五百平方メートル以上二千平方メートル未満であるもの	二千平方メートル以上であるもの
五 飲食店		三百平方メートル以上であるもの		
六 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所及び美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第二条第三項に規定する美容所		五十平方メートル以上であるもの		